

令和6年度第4回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和6年12月23日（月）午後2時00分～午後4時00分

【場 所】市役所6階大会議室

【出席委員】11名

半田結委員〔兵庫大学教育学部教育学科教授〕、金谷公子委員〔姫路日ノ本短期大学非常勤講師〕、睦谷美恵子委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会長〕、亀井祐子委員〔有年幼稚園長〕、佐藤智子委員〔学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長〕、松本智子委員〔尾崎保育所長〕、中川多栄子委員〔社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長〕、岩本知佳委員〔赤穂市PTA連合会母親部会〕、森谷充孝委員〔公募市民〕、井上昭彦委員〔連合兵庫西部地域協議会〕

【欠席委員】2名

池田達哉委員〔赤穂西小学校長〕、大河敦子委員〔御崎保育所保護者会〕

【事務局】

健康福祉部	松下直樹健康福祉部長 前田光俊子育て支援課長 日笠二三枝保健センター所長 田淵貴博子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	高見博之教育次長（管理） 山内陽子こども育成課長 中塚真由美幼児教育指導担当課長 万代充彦生涯学習課長 杉山建一学校教育課長 田中宏樹こども育成課こども育成係長
オブザーバー	N e x t - i 株式会社

【次 第】

1. 開会

2. 協議事項

（1）赤穂市こども計画素案について

【資料1】

3. その他

4. 閉会

1. 開会

～事務局～

時間となりましたので、ただいまより令和6年度第4回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。まず初めに本日の資料の確認をさせていただきます。皆さんに既に送付いたしております会議次第、それと資料2 赤穂市こども計画素案。また本日の配布資料となっておりますけれども、机の上に置かせていただいております資料1

赤穂市こども計画第1章及び第2章の修正について、ホッチキス留めなっておりますけれども、その下にあります、赤穂市こども計画と書いた資料1、これで資料1とさせていただきますと思います。それと参考資料といたしまして、赤穂市こども計画策定資料の新旧基本施策一覧という資料を参考として付けさせていただきます。皆さん、資料の方お揃いでしょうか。それでは、本日の会議につきましては、池田委員と大河委員が欠席されておまして、委員13名中11名の皆さんにご出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定数を満たしていることを報告させていただきます。それではこれから先の進行につきまして半田会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

～会長～

それでは、最初にですね会議の公開傍聴についてですけれども、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議公開とさせていただきます。傍聴希望の方が4名ほどいらっしゃるということです、ここで入室していただきたいと思います。お願いします。

(傍聴人入室)

2. 協議事項

(1) 赤穂市こども計画素案について

～会長～

それでは、協議に入りたいと思います。まず最初にですね、赤穂市こども計画素案についてということで、事務局よりご説明お願いしたいと思います。お願いします。

～事務局～

それではよろしく願いいたします。それでは赤穂市こども計画素案についてご説明させていただきます。前回の会議において計画素案の第1章から第3章までをご協議いただきましたが、今回は前回の会議でいただきましたご意見等を参考に修正しました箇所の確認と、前回の会議で精査することとさせていただきます第3章、それと第4章以降について委員の皆さんにご協議いただきたいと考えております。今回につきましても協議内容に大変ボリュームがありますが、委員の皆さんの忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。本日は資料1の第1章、第2章の修正箇所の確認で、一旦皆さんからのご意見を頂戴し次に資料2になりますが、第3章、第4章で区切らせていただき、最後に第5章以降についてご協議いただきたいと考えております。

それでは資料1をお願いいたします。前回の会議で皆さんからいただきましたご意見等を精査いたしまして、第1章および第2章を修正したものでございます。表の2枚に修正箇所を記載しております。計画素案と対比しながらご確認をお願いしたいと思います。

分厚い方ですね、4枚めくっていただきまして、5枚目をお願いいたします。計画素案の3ページとなっている資料をお願いします。第1章は「計画策定の趣旨」ということですが、まず項目名を前回は「策定の背景と趣旨」としていましたが、そこに計画という文言を入れまして、「計画策定の背景と趣旨」としております。そしてこの計画全体なんですけれども、和暦の後に西暦を加えております。そして本文章の7行目第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の後ろに、前回資料では「(以下「第2期計画」といいます。)」という文言がありましたがそれを削除し、下から3行目

の文章ですけれども、第2期計画となっていたのを、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画に修正し、また本文の最後の行ですけれども、赤穂市こども計画の後ろに、前回は「(以下「本計画」といいます。)」と文言がありました、それを削除いたしました。計画書の中に、どうしても赤穂市こども計画の方がふさわしい箇所もありましたので、本計画、赤穂市こども計画、双方の言葉を使いたいということで、そういうふうな修正にさせていただきました。

続きまして4ページをお願いいたします。本文2行目で「子ども・若者育成支援推進法」の子どもの「こ」をひらがなにしていたましたが、正確には漢字の「子」ですのでそこを修正しております。また下の絵ですけれども、説明文に即して国の5つの法律と「こども大綱」、また県の「ひょうご子ども・子育て未来プラン」との関係をわかりやすくするための絵の修正をいたしております。

5ページをお願いいたします。また5ページも下の絵を修正しておりますが、前回はこちらに4ページの先ほどの国と県の関係が記載しておりましたが、4ページに移しましたのでそこを修正しております。また絵に注釈の番号を「*1」「*2」ということで上の方に追加しておりますけれども、なるべく大きくして追加しております。

続きまして7ページをお願いいたします。2つ目の段落のところに、これまで実施してきましたアンケートの名前を記載しておりますが、今回、かぎ括弧で囲んでおります。また5「計画の策定体制」の下のところ、前回は6として「SDGs」についての記載がありましたが、そこを削除しております。

次のページめくっていただきまして、第2章の中扉のタイトルですが、ここを「赤穂市のこどもを取り巻く現状と課題」というふうに修正をしております。

続きまして15ページをお願いいたします。前回は下線を引いてるところですけれども、「県とほぼ同じです」というような表現でしたけれども、そこを「県と比較して父子家庭は高く、母子家庭は低くなっています」ということでちょっとパーセンテージ的にはあまり差はないですけれども、こういった状況を明記した形にしております。

続きまして16ページをお願いいたします。1行目、「女性の未婚率は年齢別」というところの後ろに、前回の資料では「結婚適齢期」という文言があったんですけれども、そこを削除しております。また2つ目の段落に男性の状況を記載しておりますけれども、前回はグラフと違った内容でしたので、正しい内容に修正しております。

17ページをお願いいたします。(9)の「離婚率」のところですが、上の「婚姻率」の説明に合わせた形に修正をしております。

18ページをお願いいたします。3行目4行目のところは誤字と文言の整理をしております。また5行目につきましては、追加となっておりますけれども、男性労働力率の説明を追加しております。女性はいわゆるM字カーブがあり子育てと仕事の両立の影響があるのに対して、男性は25歳から59歳まであまり影響がないということが比較できるように文章を追加しております。

19ページをお願いいたします。子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要ですが、前回は就学前児童保護者、それと小学生の保護者で2ページにまたがってございましたが、調査目的が一緒ですので1枚にまとめております。

21ページをお願いいたします。母親の就労状況については、就学前保護者、小学生保護者とも前回調査と比べてフルタイムの割合が増えているということが大きなポイントですので、「前回調査と比較して」という説明文を追加しております。

続きまして22ページをお願いいたします。このページにつきましても、育児と就労の両立ということで、前回と比較して育児休業等の割合がどうなのかということが大きなポイントでありますので、「前回と比較して」の説明を追加しております。

23ページをお願いいたします。このページにつきましても、定期的な教育・保育が前回調査と比べてどうなっているのかがポイントの1つでありますので、「前回との比較」を追加しております。

25ページをお願いいたします。文章中は「とても」のところに下線を引いておりますが、前回はそのなかったので記載ミスということで修正をしております。

29ページをお願いいたします。インターネットでの経験ですが、前は「いずれの項目も「ない」が9割程度となっています。」という表記でしたが、ここを1%前後の項目も少なくないので、「比較的少ない割合ではありますが、いずれも「ある」が存在しています。」という文書に改めまして、反対に犯罪トラブルなど、なくて当たり前のところが0%でないということがわかるような説明文に修正しております。

続きまして33ページをお願いいたします。子どもの生活実態調査の概要ですが、これも前は保護者とこどもで2ページにわたっておりましたが、調査目的が同じですので、1ページにまとめております。

34ページをお願いいたします。このページの一番下のところ注釈をつけております。上の年収別の横線グラフは、全体の757名を対象としたものですが、下の表は、世帯人員や世帯年収が不明・無回答のものは含まれておりませんので、相対的貧困世帯40人と相対的貧困でない世帯671人は把握できており、この711人は分類されておりますが、残りの46人は分類ができていないため、下の表には含まれていないことを明示しております。

続きまして39ページをお願いいたします。「こども・若者に関する調査」の内容ですけれども、調査期間が前は7月21日までとなっていたましたが、正確には7月12日でしたのでそこを修正しております。

41ページをお願いいたします。ここの下線部分につきましては文言の整理ということでお願いいたします。

続きまして46ページをお願いいたします。こちらにつきましても調査期間が7月12日に修正をお願いいたします。

続きまして51ページをお願いいたします。こども計画に向けた本市の主な課題についてです。この項目につきましては前回、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見を参考にいろいろと修正を加えたので、ご報告させていただきます。まず51ページですけれども、レイアウトにつきましては後ほど修正を加える予定にしておりますが、前回会議でグループごとに分けられないかというご意見もいただきましたので、これにつきましてはこども大綱に掲げております、こども施策に関する3つの重要事項というのがありまして、その区分ごとに分類をしております。順番を並び替えておりますので、これによりまして第3章以降に掲げております基本目標や施策についても、このこども大綱の重要事項を参考にしておりますので必然と並びが同じになるような形になっております。また後ほど説明いたしますが、前回のご意見の中に、「こども誰でも通園制度については幼児教育・保育の質の向上の課題に包含したらどうか」といったご意見ですとか、「保育の質の向上も大事ですけれども、今の保育ニーズの受け入れ体制や、保育士の

確保が優先すべき課題ではないか」、また、「障がいや特性のある就学児童の相談先が少ない」、「結婚出産ありきの支援ではなくってその前段の意思決定を尊重すべき」との意見がありましたので、次のページ以降に修正を加えております。52ページ以降、修正を加えておまして51ページの課題一覧に合わせて順番を並べ替えております。

内容が変更した課題ですけれども、1点目、54ページをお願いいたします。(10)のところ、幼児教育・保育の質の向上のところですので、2つ目の段落以降の修正となりますけれども、「本市では、就学前の児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯が増加傾向にあることや、幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後も教育・保育ニーズの拡大が見込まれており、その提供体制を確保する必要があります。

さらに親の就業の状況に関わらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用に繋げていく必要があります。

また、年々多様化複雑化する教育・保育ニーズに対応するとともに、安全安心な幼児教育・保育を確保するため、引き続き保育士、幼稚園教諭を対象とした研修等の実施により教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。」というような内容に修正しております。

それと2点目が、その下の(11)、障がいのある就学児童の相談支援体制で、これは追加となっております。乳幼児期の発達支援については関係機関の早期発見支援に繋ぐことができる体制があるのに対し、就学児童につきましては気軽に相談できる場所が学校しかなく、その他の相談場所といたしましては、障がい専門の相談機関や医療機関が考えられますけれども、現在市内には存在しないため、保護者が子どもの困り感や気になることを相談することが極めて困難な状況となっております。「こども家庭センターおよび学校園所等を通じ、配慮が必要なこどもの早期発見と関係機関との情報共有・連携を図るとともに、地域資源の確保に努めるなど必要な支援に繋げる方法を検討する必要があります。」という内容を追加しております。

3点目は55ページの結婚・出産を望む若者への支援ということで、結婚・出産については、意思を尊重すべきというような前回のご意見がありましたので、ここは「ライフプランは個人の自由な意思決定に基づくものであり、若者自身の多様な価値観や考え方を尊重する必要があります。その上で、若者が自らの主体的な選択により結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、結婚や子育てに関する不安を取り除き、安心してその希望の実現を目指すことができる支援体制が必要です。」というところと、アンケート結果によりまして、「赤穂市に望む結婚への環境整備及び理想とする数の子を持てると思わない理由として経済的な負担と雇用環境が上位を占めており、若い世代が将来に明るい希望を持てる社会づくりに取り組む必要があります。」という内容に修正をしております。

以上で前回会議に基づきまして修正をいたしました。第1章、第2章の説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。かなり細かくというか大胆にというか整理してくださったように思います。皆さんの方からご質問ですとかご意見等ございませんでしょうか。前回ご質問等出された方、あるいは改めて資料を比較してご覧になっていかがでしょうか。はい、お願いいたします。

～委員～

いろいろと変更していただきありがとうございます。先ほどの説明いただいた10番の幼児教育・保育の質の向上のところで、一番最後の文章なんですけれども、前回の会議のときに「引き続き保育士・幼稚園教諭を対象とした研修等の実施により、教育・保育の質の向上に取り組む必要があります」っていう最後の語尾のところを今現在も取り組んでいるので、「取り組んでいます」という形で付けたらと思います。

～事務局～

「取り組む必要があります」の前に「引き続き」と加えればよろしいでしょうか。

～委員～

ではなく、「取り組む必要があります」っていうところを、今現在も取り組んでるので、必要があるというよりは、「現在取り組んでいます」という形で書いていただけたらと思います。

～会長～

この文章、多分前半と後半ですね、「引き続き」を挟んで後ろの方から持ってくると納まりがいいんじゃないかなと。今後も続けていきますよ、でも今やってることもありますよっていうふうな、内容だと思いますんで、そういうふうにしたかったので私達自身もですので、こう言ったらなんですけど作文ですね、ちょっと文章前後今も研修とかこういうので取り組んではいるんだけど、いろんなニーズが多様化してきているので今後も頑張っていきますみたいなそういう流れにした方が納まりがいいんじゃないかなということでもよろしいでしょうかね。他、お気づきの点などございませんでしょうか。

これも単純に私から文言整理で済むと思うんですが、12番のところの最後の段落の今の55ページですね、「赤穂市に望む結婚への環境整備及び理想とする数の子を持てると思わない理由として」、ここら辺ちょっと何かごちゃごちゃして、もうちょっと何かすっと文章できるように思いますので、言ってることはいいんですけども、単に文言整理ということで、もう少しすっと頭に入ってくるような、数を言わなくてもいいのかもしれないですしちょっと考えていただければと思います。

いかがでしょうか。個人的には先ほども申し上げましたけれども、今回、事前に送っていただいた第3章からの資料だけしかわかりませんがそれを拝見した感じで、ちょっと全体がすごくすっきりしたような印象を受けておりましたので、2章までのところですね、整理されての3章だったのだなというようなことを今感じております。もしお気づきの点がありましたら細かい点でも出していただければと思いますけれども、今日は3章以降ちょっとタイトな資料もございますので、1章2章につきましては、ここで一旦区切らせていただいて、もう少しこの1章2章のことに初めてご覧になった方たちがほとんどだと思いますので、細かいところも含めまして見ていただいてお気づきの点がありましたら、事務局なり私の方に伝えていただきまして、今後の修正等については会長の方に一任ということでもよろしいでしょうかね。また今後見る機会があると思いますので、お気づきの点ありましたら遠慮なく出していただければと思います。ということで、次にですね資料2の方ですね、第3章からについてご説明お願いできますでしょうか。

～事務局～

それでは第3章の説明をさせていただきます。第3章については、前回の会議でご説明させていただきましたが、基本理念や基本視点、基本目標等については変更はございませんが、説明内容などを精査すべきところが多かったので大変申し訳ございませんが、今回改めてご提案させていただきたいと考えております。

59ページをお願いいたします。基本理念についてです。本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画の「保護者が子育ての第一義的責任を持つという基本的な認識を前提としつつ、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する」という考え方や、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人として取り残さない」という包摂性を引き継ぐとともに、「子どもの権利の尊重」及び「若者の希望実現への後押し」に関する新たな施策を加えることによりこれまで取り組んできた施策をより充実したものとしします。

また、本計画の策定において、勘案すべき子ども大綱は、すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現をめざしています。ということで、本計画の基本理念を、「すべての子どもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂」、サブタイトルを「～未来を担う子どもたちのために～」ということで設定しております。

「この基本理念のもとすべての子ども・若者が誰一人取り残されることなく権利を保障され、将来にわたって幸福を実感しながら健やかに成長できる子どもまんなか社会の実現をめざします。

子どもまんなか社会の形成は、子ども・若者の健やかな育ちと、安心して子育てができる保護者を支えることにより、一人ひとりの子ども・若者、子育て世帯の幸せにつながることはもとより、地域社会にとっても幸福を高め豊かな社会を築く原動力となります。社会全体で子ども・若者の成長と幸福を応援し、未来への希望をつなぐ社会づくりに取り組みます。」ということで基本理念の方を設定させていただきました。

続きまして60ページをお願いいたします。2の「基本視点」です。基本理念のサブタイトルである「～未来を担う子どもたちのために～」は、次の3つの基本的な視点に立ち、それぞれの視点から、子ども・若者の今と将来にとって何が最善の利益かを考え、行動を起こすことによって、子ども・若者、家庭、地域の全てがウェルビーイングの向上をめざすという思いが込められています。基本理念の実現に向けて、次の3つの基本的な視点から施策を推進します。なお前回の計画では基本視点4を「SDGs」としておりましたが前回の会議の結果に基づきまして、基本視点からは削除し基本理念にはSDGsも含まれていますということで、今回は視点には入れていないということでご了承いただきたいと思います。3つの基本視点の説明文については前回会議の内容と変更しておりますけれども、考え方の変更はありませんので、説明の方は割愛させていただきます。

61ページをお願いいたします。(1)としまして、「子どもまんなかチャート(基本視点の位置)」ということで、これは子ども家庭庁が出典しているものですが、先ほどの3つの基本視点の立ち位置を表しています。子どもを中心に据えて、保護者や地域の立ち位置を明確にして、すべての人がどの立ち位置で子育てを保障するかについての説明となっております。

次に(2)「基本視点の循環」です。「子どもは誕生前から幼児期を経て、学童期、青年期と切れ

目なく育ち、保護者や地域の支えを受けながら成長します。成長したこどもは、自身が受けた支援を糧に次世代のこどもたちを支える役割を担い、保護者や地域の一員として活躍します。このように、こども、保護者、地域が互いに影響し合い支え合うことで、こども、保護者、地域が共に育つ持続可能な好循環が生まれます。」ということで、こどものときに育てていただいた支援をまた次代に、そのこどもが大人になって引き継ぐというような内容で書かせていただいております。

62ページをお願いいたします。基本目標についてです。この基本目標については前回の会議で協議をいただきましたが、5つの基本目標には変更ありませんが、説明文を修正しておりますので、ご説明をさせていただきます。

1点目は「こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち」です。こども・若者の人権が尊重され権利を保障されるべきことをこども・若者自身や大人に周知し、こども・若者にとっての最善の利益を第1に考える機運を醸成します。困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さないように、きめ細やかな支援や合理的配慮によりかけがえのない命を守り、健やかな成長を後押しします。

2点目は「こどもを安心して産み育てられるまち」です。多様で柔軟な子育て支援サービスの提供と、母子保健や医療体制の充実を図り、切れ目のない支援を着実に実施します。幼児教育・保育の質の向上を図ります。

3点目は「こどもが心身ともに健やかに成長できるまち」です。確かな学力と自立する力の育成や地域の特色を生かした教育を推進し、安心して過ごし学べる教育環境の充実に努めます。基本的な生活習慣づくりや、様々な学習、体験活動等の機会を設け、心身ともに健やかな成長と生きる力を育みます。心の悩みや不安を持つこどもたちが安心して相談できる体制強化を図ります。

4点目は「若者が将来に希望を抱くことができるまち」です。若者が希望するライフプランに見通しが持てるよう将来への希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組むとともに、将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指します。

ニートやひきこもりの状態にあったり、人間関係などに悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

5点目が「地域全体で子育てを応援するまち」です。地域の多様な資源（人や場所）を活かした子育て支援や、安全で安心して暮らせる生活環境の改善を図るとともに、子育てに関する各種相談体制や情報提供の充実により、こどもや子育て世帯にとって優しく温かい地域社会の形成に取り組みます。

市民や市内事業所に対して、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を行い、働きやすい、育てやすい環境づくりを推進します。

以上、5つの基本目標を柱として施策を推進していきたいと考えております。また63ページには施策体系を記載しております。この体系図につきましては、前回会議で協議いただいたものであります。

続きまして67ページをお願いいたします。第4章の「基本施策の推進」です。基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、15の施策を立て、施策に基づいた事業を定め、計画を推進します。また施策ごとに達成度の指標を設定して取り組みます。

まず、計画全体の達成度として、「赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合」の目標値を令和11年度に「95%」としております。また今回のこども計画に新規拡充する事業には、星印を文書の前に記載しております。

基本目標1「こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち」の施策1「こどもの権利に関する理解促進」です。指標を「こども・若者の意見表明が権利であることを知っている割合」目標値を「70%」としております。「人権啓発のための情報提供」など4つの取り組みを記載しております。これまでも講演会や地域のリーダー研修会、教育現場において、こどもの権利や人権、命の大切さなどの普及啓発を行っていますが、これまで子ども・子育て支援事業計画に反映していませんでしたので、このたび、全て新規の取り組みとして実施する予定としております。また次のページの取り組みの番号4につきましては、こども・若者への意見聴取、社会参画の必要性を市の各所管課に周知啓発を行うこととしております。

69ページをお願いいたします。施策2「こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援」です。指標につきましては「こどもの相対的貧困世帯率」目標値を「3%」とし、また「母子家庭等就業自立支援事業の新規受給件数」目標値を「6件」としてしております。ひとり親家庭の自立支援の充実など5つの取り組みを記載しております。特に取組みの6「ひとり親家庭の経済的負担の軽減」のところで、令和6年度から養育費の履行確保に関する事業を開始しましたので、拡充としております。その他につきましては前回の計画を引き継ぐ形となっております。

70ページをお願いいたします。施策3の「障がいのあるこどもへの支援」ということで、指標を「ペアレント・トレーニングの実施回数」目標値を「2回」としてしております。「障がいのあるこどもの早期発見・早期支援」など7つの取り組みを記載しております。この施策3につきましては概ね前回の計画を引き継ぐ形となっております。

72ページをお願いいたします。「児童虐待防止対策の推進」ということで、指標を「新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合」目標値を「5%以下」としてしております。「児童虐待の予防と早期発見への取組の強化」など6つの取り組みを記載しております。主なものとして73ページの17番「虐待の予防と早期発見への取組の強化」の一番下の星印ですが、子育て世帯訪問支援事業についての事業として追加しておりますけれども、上から2つ目の丸印のところ、子育て世帯訪問支援事業の事業内容の「家庭における悩みや不安の傾聴・家事支援等により」という文言を挿入をしておりましたが、こちらにつきましては子育て世帯訪問支援事業の内容となっておりますので、2つ目の丸印の挿入した文言を削除させていただきまして、星印のところにこの文言を追加する形に修正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんが後ほど修正させていただきたいと考えております。また、一番下の22番「ヤングケアラーの早期発見と適切な支援」につきましては、新規の取り組みとしております。

74ページをお願いいたします。施策の5「こどもの命を守るための取組」ということで、指標を「こどもの自殺数（18歳未満）」目標を「0人」としてしております。「児童・青少年の健全育成の推進」など5つの取り組みを記載しております。主な取組みといたしましては、75ページの26番「こども・若者の自殺対策の推進」、これは赤穂市自殺対策計画に基づき、生き方を育む教育の推進や相談支援体制の充実を図るものです。また27番「長期休暇明けの自殺対策」については、1人1台配布のタブレット端末を用いて長期休暇明けの健康状態を聞いたり、場合によっては家庭訪問や保護者へ連絡し状況を把握するものでこの2つの取組みについては、新規としております。

76ページをお願いいたします。基本目標2「こどもを安心して産み育てられるまち」施策1の「安心して妊娠・出産・育児ができる支援」です。指標を「産婦健康診査の2回受診率」目標値を「100%」としております。「健診事業の充実」など13の取り組みを記載しております。主な取

組みといたしましては、77ページの31番の星印ですけれども、予防接種のDX化による手続きの簡素化についてということで、こちらにつきましては、国の方で現在調査研究中となっております。35番の星印ですが、1歳から2歳児の親子を対象とした「いないいないばあ」の会を開催し、読み聞かせ等による家庭教育の充実を図ります。78ページの38番ですけれども、生殖補助医療を受けられる夫婦に対し妊活応援金を支給します。それと40番の「乳幼児等医療費助成等の実施」においては、1つ目の丸印ですが、申し訳ございませんが、ここを星印に修正をお願いいたします。内容につきましては、高校生世代の通院医療費助成の実施等こどもの医療費助成制度の拡充に取り組みますということにしております。

79ページをお願いいたします。施策2の「子育て支援サービスの充実」です。指標を「乳幼児一時預かり事業の登録率」目標値を「50%」としております。また「病児・病後児保育事業の登録率」の目標値を「15%」としております。「一時預かり事業の充実」など9つの取組みを記載しております。主な取組みとしては41番の「一時預かり事業の充実」ですが、一時預かり事業として乳幼児一時預かりと子育て短期支援事業がありますことから、具体的な事業名を出して修正しております。80ページですが、48番の「子育て家庭の経済的負担の軽減」ですが、2つ目の丸印のところ、妊娠期から出産・子育て期までの伴走型相談支援と、出産応援給付金および子育て応援給付金の支給事業ですが、本事業につきましては、既に実施しておりますが、前の計画の段階では記載しておりませんでしたので申し訳ございませんが、ここも星印に修正をお願いいたします。あと49番ですが「すべての家庭を対象とした保育の拡充」ですがこちらにつきましては、こども誰でも通園制度についての表記となっております。

続きまして81ページ施策3の「幼児教育・保育の質の向上」で指標を「保育所待機児童の数」目標値を「0人」としております。「教育・保育の提供体制の充実」など9つの取組みを記載しております。全て前回の計画からの継続となっております。

83ページをお願いいたします。基本目標3「こどもが心身ともに健やかに成長できるまち」、施策1といたしまして「学校教育環境の充実」指標を「外部人材による教育機会の実施回数」目標値を「小中学校各校4回」としております。「特色ある学校づくりの推進」など4つの取組みを記載しております。全て前回の計画からの継続となっております。

84ページをお願いいたします。施策2の「豊かな心と健康なからだの育成推進」です。指標を「学校医や専門家による職員研修の実施回数」目標値を「小中学校各校2回」としてしております。「心豊かなこどもの育成をめざした教育の推進」など5つの取組みを記載しております。こちらにつきましても全て前回の計画からの継続となっております。

86ページをお願いいたします。基本目標4「若者が将来に希望を抱くことができるまち」施策1といたしまして、「若者の生活基盤の安定のための支援」ということで指標を「婚姻率」目標値を「4%」としております。「出会いの機会の創出」など4つの取組みを記載しております。主な取組みにつきましては68番の「出会いの機会の創出」のひょうご出会いサポートセンターの会員費用助成については、今年度から実施しております。また69番の「定住支援推進事業」の情報発信ですとか、70番の「高校卒業時の就職先の確保」の高校生対象の工場見学バスツアーや企業説明会の開催、71番の「若者の雇用促進」、これは包括連携協定を結んでおりますリクルートのアプリの活用による雇用促進事業ですが、この3つの取組みにつきましても既に実施はしておりますが、計画上初めての取組みですので星印としております。

８７ページをお願いいたします。施策２の「悩みや不安を抱える若者への支援」です。目標を「「みんなのいえ」利用者数」目標値を「７００人」としております。「ひきこもり相談支援の充実」など３つの取組みを記載しております。７２番の「ひきこもり相談支援の充実」として、相談窓口「え〜る」による適切な対応、７３番の「居場所「みんなのいえ」の提供」、７４番の「ひきこもり啓発講座の実施」この３つの事業についても既に実施はしておりますが、計画上初めての取組みですので、星印としております。

８８ページをお願いいたします。基本目標５「地域全体で子育てを応援するまち」施策１「相談体制・情報提供の充実」です。指標を「子育て情報サイト（赤穂すくすくキッズ）への年間アクセス数」、目標値を３０万回としております。「相談機関のネットワーク化」など５つの取組みを記載しております。全て前回の計画からの継続となっております。

９０ページをお願いいたします。施策２「地域の子育て力と安全な生活環境の推進」です。指標を「地域におけるこどもの居場所のか所数」、目標値を「１０か所」及び「こどもの人身事故件数（１８歳未満）」目標値を「１２人以下」としてしております。「母親クラブの充実」など１２の取組みを記載しております。９１ページの９０番「交通安全対策にかかる助成事業の実施」で、チャイルドシート購入助成については、前の計画ではなかったので拡充事業ということで星印をつけております。その他は前回の計画からの継続となります。

最後に施策３「仕事と子育ての両立ができる環境整備」ということで、指標を「父親の育児休業の取得率」目標値を「５０％」としております。「子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発」など４つの取組みを記載しております。こちらも全て前回の計画からの継続となっております。

第４章の説明は以上となります。

～会長～

ありがとうございます。かなりの量のところですが、それぞれお気づきのところ、質問感想などを出していただけたらと思います。

すみません、ちょっと私からこの指標それぞれの施策について指標が出されていますけれども、これはどういう項目を上げるかっていうのはこれ任意というか、アンケートの中から取ったということですね。

～事務局～

任意のところ、なかなか指標が見つからなくアンケート調査から取ったところもありますし、あと前回の計画から取ってきているところもあります。国が実施しています指標も参考にさせていただいたところもあります。

～会長～

ありがとうございます。なかなかぴったりのというのは、ないかもしれませんが、ちょっとこれでいいのかなってところもないわけではなかったと思いますので、それぞれご感想などを出していただけたらと思いますがいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

～委員～

71ページの16番「医療的ケアの推進」ってなってるんですけど、医療的ケアの推進ではなくて、例えば「医療的ケア児への支援の推進」とかっていう表現の方がいいのかなと思いました。

～会長～

ありがとうございます。まさにその通りです。そういうことですね。他にございませんでしょうか。どんなところでも構いません。これどうなんっていうところで構いませんのでご感想も含めて出していただければと思います。

～事務局～

74ページですけれども、施策5の「こどもの命を守るための取組」ということで、指標を「こどもの自殺数（18歳未満）」ということにしておりましたが変更のご相談があります。

～事務局～

保健センターです。自殺対策計画を保健センターの方で策定しまして、現在関係各課と推進しているところなんですけども、自殺の数といいますと人口規模が小さかったりとかする市町ですと、特に数が出てしまうとその方が特定されたりということで、あまり指標としてはちょっとふさわしくないのかなっていうのは国の方でもありまして、こちらの案としましては、自殺の人数というのを上げるのではなくて、こども計画を策定するに当たりましてアンケート調査を実施したと思いますが、皆さんも今お手元にあるかどうかわかりませんが、調査結果報告書っていうのがお手元にあるかと思うんですけども、その中で見ていただきたいと思うんですけども、133ページのニーズ調査の小・中学生の部分で、普段の生活についてということで問5で「あなたは、悩んだり、困ったりした時に相談できる人はいますか。」ということで、やっぱり相談ができる方がいらっしゃるという自ら死を選ぶっていうような行動も起こさないかなと思いますので、死を選ぶっていうのは本当に究極にもういけない行動かなと思いますので、それを目標にするのではなくて、悩んだり困ったりしたときに相談できる方が「いる」って言われた方が80.6%となっていますので、皆さん相談者がいらっしゃるそういった、自ら死を選ぶっていうことがないかなと思いますので、そういう目標値を例えば100%にするとか、そういった目標の指標をしてみてもどうかと思いますがご意見いただければと思います。

～会長～

ありがとうございます。はい。確かにここは違和感を感じていたところだと思うんですけども、相談できる人がいるかどうかというような指標ではどうだろうかというようなご提案でした。いかがでしょうか。そんなふうに考えてみると、指標はちょっとね、いろいろとあるかと思うんですが、まずはこの部分はこどもの自殺数というところは、これ変更ということでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

私から例えばですね、取り組んでいるんだけど、計画では初めてというところが特に86ページ87ページのところで、それぞれの担当で取り組んでいきたいと、だけでも計画としては初めてという内容。これ取り上げていただいていいと思うんですけども、何かこれまでやってきた

だから何て言うんでしょうかね、何かそこら辺のところももう少し何か書きぶりなのかどういふあれなのか、これ以上の書きぶりはないかもしれないんですけども、どんなものでしょうかね。計画では初めてだから新規事業だとは思うんですけども、ちょっと何かブラッシュアップして進めるとか、あるいは連携して進めるとか、何かそういうようなことでも、せっかくこういうことも計画の中に位置づけるということです。課をまたいだ何かするとか、そういうような何かあってもいいかなというふうなのが感想ですが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

～副会長～

62ページの基本目標のところなんですけれども、4の「若者が将来に希望を抱くことができるまち」っていうところ、前回に比べるとだいぶちょっとニュアンスが変わってるんですけども、これは文言のことかなと思うんですけど、なんか急に難しく、「阻む隘路の打破によって」というところがなんか私難しいというか、なぜここだけ突然こういう文章が熟語になってしまうのかなと思ったんですけども、ちょっと素直な感想で難しいなと思いました。

～会長～

はい、私もそう思いました。多くの方が、振り仮名するような漢字を使わなくてもいいんじゃないかなというふうに思ったのではないかなというふうに思ったりしています。はい、お願いいたします。

～委員～

62ページの基本目標1のところなんですけど、ここ最初にかぎ括弧あるじゃないですか、このかぎ鍵括弧ありますか。なんかすごいちょっと気になって、「権利を保障される」ことをっていうのがなんかちょっと私すごい違和感があって何か鍵括弧付けるんだったらこのことをって続かないような気がするんですけど、気になって最初なんで、どうですかね、こんな感じですか。ちょっとわかんないですけど。

～会長～

なしでいいかと思います。きっとどっかから取ってきた文章だから引用みたいな感じでつけたのだらうと勝手に想像しておりますけれども。はい、どうぞ。

～委員～

これちょっとわかんないですけど90ページの「地域におけるこどもの居場所のか所数」、か所数の「か所」ってこれでいいですかね。

～会長～

居場所の数とか、何かそのへん簡単に何か意図がきっとあるんでしょうかね。

～事務局～

表記等について調べてみます。

～委員～

あと、居場所の数ですが、今5か所ですかね。4か所じゃないでしょうか。

～会長～

どういふのをこどもの居場所というふうに言ってるかっていうことも、多分あると思いますよね。

～委員～

多分これは91ページの85のところに。

～事務局～

子ども食堂が2か所と、学習支援が1つ。あと、つながりの場が1つで、すみません4か所です。

～会長～

いろんな意味で5年後増えたらいいとは思いますが、それをもって評価するこの指標を上げようっていうのがね、多くの施策の方向なので、とてもやりづらいところではあるとは思いますが、ですけども。

～委員～

最近あんまりこの指標上げないですよ。

～会長～

中身を評価するっていうのもなかなか困難だと思いますので、数でやるととてもわかりやすいとは思いますが、ですけども。それぞれの指標については何かっていうちょっとこれでいいのかっていう想いが出てこないでもないんですけども、はい。

～委員～

確かにその指標がないと、その目標値ですね、あるかなとは思いますが、ですけども。何て言ったらいいのかな、多分皆さんも思われてるかとは思いますが、ですけども。例えばですけども、この「みんなの家」の利用者数が増えていいのかなって。増えて周知して利用する人が増えるの本当は駄目なんですよね、これ多分。増えない方がいいんですよ。そこがすごくこの指標の目標値が難しいところで、減らしましょうなんです、本当は。だからなんかこれ本当すごく違和感があるって、こういうのも利用者数じゃなくって本当にこれに対する啓発の活動を本当にこういう何かセミナーとかフォーラムとか、家族の会の何かを開催するとか多分そういうことの回数を例えば増やすとか、多分そういうことの方がなんか支援に繋がるんじゃないかなっていうふうに正直思うところではあります。確かに数字がないとあれなのかなとは思いますが、ですけども、なんかどれを見てもなんかちょっと違うなっていうのが正直な気持ちですね。

～会長～

ありがとうございます。同じように感じてる方たち、例えばですね、赤穂市すごくたくさんの事

業、具体的な事業をされて全部で95あるんですけれども、例えばその事業についてやっぱり評価するとなると、目標値とか目標とすると何かがないといけないと思うんですけれども、それぞれの事業について、70%ぐらいできていたら達成とか何か、何かそういうような評価というものもあるかなと思うんですけれども。90ぐらいあると難しいでしょうね、これは。ただ、それぞれ皆さんやってこの事業されてらっしゃってのことだと思いますので、どう言ったらいいんでしょうか。すみません、とりとめのない言い方になってしまいましたけれども、何かそういうようなことでの、それぞれの事業についても何か評価というようなこともあるかなと。指標に対するちょっとした違和感を解消するには、こんなこともあるのかなと思ったりしたところです。

～事務局～

各事業の成果につきましては毎年会議のときに結果報告をさせていただいております。ただ、各事業ごとそれぞれその数値いうのはなかなかちょっと難しいところもありますので、その辺やはりちょっと数字を出すというのはちょっと難しいのかなというふうに感じております。それと確かに「みんなの家」につきましては他のところもそうなんですけれども、多かっただけの方が駄目じゃないかなというようなご意見等もありましてこちらの方も検討させていただきました。ただ、この「みんなの家」につきましては、支援者の方も参加されるということで、それとあと潜在的な方、家にずっといらっしゃる方が表に出られるということで、潜在的な対象者の方をこの「みんなの家」に来ていただいて、話ができる環境を整える。それとあと支援者の人数を増やすということで、こちらの方については人数が多い方がいいんじゃないかなというふうな数値にさせていただいております。

～会長～

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。ご感想でも構いませんが、いかがでしょうか。

指標やこの達成度はこのまま計画に載るわけですね。なんかちょっと座りが悪いっていうか居心地が悪い感じがなきにしもあらずなんですけども、どうしたらいいかちょっとアイディアはわかっていません。浮かんでこないんですけど皆さんよろしいですかね。どんなものでしょうか。しかも最初に出てくるので何となくとても目立つんですねこの指標が。それで、その施策の文章があって、その指標があって、違和感っていうのがどうしてもぬぐいきれない感じがあるのです。はい、どうぞ。

～委員～

やっぱり、すごい違和感が多いですねこれ。76ページの指標のこの「産婦健康診査の2回受診率」っていうのはこれは何ですか。ちょっとわかんなくて、これどこかにありますか。これの文言っていうか、28のどこですか。

～事務局～

産婦健康診査の受診率っていうのが国の方が推し進めている施策といいますか、産婦健診はイメージ的に母体が出産後回復しているかってその体だけのことじゃなくって、産後うつ病とかお母さんのその気持ちの問題とかも生じているので、このときに身体的な健診だけじゃなくって、メンタ

ルヘルスを見るその指標も一緒にチェックしてるんです。そういったことで国の方も2回受診する方が望ましいっていうことを言ってますので、前回の計画からこの産婦健診の受診率っていうのを入れているような状況です。

～委員～

29番のところの指標になる感じですかね。主な取組みの29との訪問や産婦健康診査これに関することで2回受診率っていうことですか。

～事務局～

そうなります。

～委員～

なんかすごいわかりにくくて、これ見て指標を見てこれ何のことって何かわかりにくいですよ。やっぱそれが、ここだけじゃないんですよ、いわゆる。全体的にすごく指標とこうなんか、取りやすいところで現状値と目標値取られてるのかなと思うんですけどもなんか、なかなかこの主な取組みっていうところとちょっとリンクしづらいというか、何かもう少し中身突っ込んで取れないのかなってというのが正直な感想なんですけど、取りにくいんですよ。取りにくい部分ですよ、指標を出すっていうことは。何か他のところもこんな感じですかね。

～会長～

必ずしも指標を出してない計画を立ててらっしゃる自治体もあるというふうには了解はしておりますが、ただ事業評価っていうのは、毎年だけではなくて、あのトータルの評価っていうのも、計画の最終年度ですかね、そこでやっているというようなところもあると思います。他何かお気づきの点、他のところでも構いません。というか他のところでもぜひ出していただければと思います。

～事務局～

会長すみません。そしたらこの指標のところはどうしたらいいですか。もう出さない方がいいでしょうか。

～会長～

いかがでしょうか。出さなくてもいずれこれは毎年の事業のそれぞれの評価をしながら、また次の年、あるいは次の計画っていうふうになるとは思うんですけども。あるいは指標が、どうしたらいいのかなフィットしてるものは取り上げるけど、フィットしづらいものはといっても目標全体に、基本目標政策についてっていうのはかなり広い範囲にわたりますので、一番最初のことも計画全体の達成度についても、子育てしやすい環境にあるかということで。

～事務局～

他市の状況なんですけれども、例えばニーズ調査とかで、こういった、子育てしやすい環境にあると思う人の割合とか、計画全体の達成度ですとか、そういったご意見の指標を、それぞれ出して

るようなところもあるんですけども、そういった内容の方がしっくりするような感じになりますかね。そういうところもちょうと検討させていただいて、ただ具体的な何回とか、そういうところも入れながらいうような形で。指標については会長とご相談させていただきながらさせていただいたと思うんですけども。

～会長～

難しいと思うんですが皆さんそれでもよろしいでしょうか。この指標は例えば貧困率なんかにしても、すごく多面的ないろんな要件が加わってのことですので、その中でこども・若者に関する内容というのをここで取り上げているわけですけども。もし差し支えなければ事務局と相談しながら指標については考えさせてもらいたいと思ってます。よろしいでしょうか。はい、他ございませんでしょうか。

もし今、特に気づかないというようなことでしたら先ほどのあの資料1も含めましてこれまでのところに関して何かご質問等ご意見等ございましたら出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、1章から含めまして、今のところですね、3章、4章のところ、事務局と相談しながら修正ということで、修正する場所は修正ということでよろしいでしょうか。一任いただければと思います。よろしくお願いいたします。では、その後ですね、説明をお願いいたします。

～事務局～

それでは第5章、第6章についてご説明をさせていただきます。引き続き資料2に基づき、ご説明させていただきます。

第5章につきましては子ども・子育て支援法に基づく量の確保方策ということになります。これから具体的に今後5年間、各事業を展開する中でどれぐらい量の見込みがあるのか、それに対してどれぐらい確保できるのかということと事業概要を含めご説明をさせていただきます。

97ページ教育・保育提供区域の設定です。子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は教育・保育の提供区域を設定し、その区域ごとに量の見込みや確保方策を算出することとされております。赤穂市におきましては、第1期計画策定時に市内区域を1つの区域と設定し、第2期も1つの区域として設定しておりますことから、第3期においても、引き続き市内を1つの区域として設定しております。

98ページをお願いいたします。こちらの表は、第2期計画期間、令和2年度から令和6年度における、教育・保育並びに子ども・子育て支援事業における量の見込み及びその実績値。令和6年度については見込値となりますが、その数値となります。教育・保育については1号認定から3号認定までの区分ごとに、地域子ども・子育て支援事業については、11事業について、それぞれ量の見込みに対する実績値を掲載しております。

99ページをお願いいたします。第3期計画期間における教育・保育の量の見込みと確保方策について記載しております。特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の施設等に小学校就学前のこどもが日常的に通う事業となっており、1号認定から3号認定の区分毎に量の見込みと確保方策を表に記載のとおり見込んでおります。1号認定から3号認定の区分ごとに量の見込みと確保方策を表に記載の通り見込んでおりいずれの区分におきましても、確保方策に不足は生じない見込みです。

101ページをお願いします。これ以降は、地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策になります。まず利用者支援事業になります。本事業の概要といたしましては、子育て家庭や妊産婦に対し、教育・保育の施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談助言等を行い、関係機関との連携を行う事業であり、現在、本市においては、基本型、こども家庭センター型を実施しております。また、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、本改正により、令和7年4月1日より、新たに妊婦等包括相談支援事業型が加わることとなりました。こちらについては、こども家庭センター型で実施することが可能とされているため、保健センターにて行う予定です。確保方策につきましては、現在、基本型とこども家庭センター型の2カ所を開設しており、第3期においても、引き続き現在の体制を維持し、相談支援体制の充実に努めてまいります。

102ページをお願いいたします。延長保育事業についてです。本事業は保育認定を受けたこどもを通常の保育時間を越えて認定こども園、保育所等で預かり保育を実施する事業となります。今後とも、継続的な需要が見込まれており、各年度における見込量は表に記載のとおりです。現在全ての保育所、市内8箇所を実施しており、見込量は十分に確保されておりますので、現在の供給体制を維持してまいりたいと考えております。

次にアフタースクール、放課後児童健全育成事業です。本事業は小学生に対し、授業の終了後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。土曜日や夏休み等の長期休業中も実施しております。今後ともニーズ量は増加するものと見込んでおりますが、余裕教室の活用等によりニーズ量にあった供給体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

103ページをお願いいたします。次に子育て短期支援事業、いわゆるショートステイです。本事業は保護者の疾病等により、家庭においてこどもを養育するのが困難となった場合等において、児童養護施設等で一時的に養育や監護を行う事業です。今後のニーズ量の見込みとしては35人日で見込んでおりますが、供給体制については、令和6年度に新たに提携施設を確保しており、必要な供給量は確保できておりますことから、引き続き供給体制の維持に努めてまいります。ここで資料の訂正をお願いいたします。現在施設数としては「10施設」となりますので、表中、確保方策の「5箇所」を「10箇所」に訂正いただきますよう、お願いいたします。申し訳ありませんでした。

次に乳児家庭全戸訪問事業です。本事業は生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師等が訪問し、安心して育児ができるよう、助言を行うものです。全ての新生児に対して訪問を行いますので、各年度の0歳児を見込み量としております。表中、各年度の確保方策における数値で「19」となっておりますが「19」は実施体制の人数となります。次の6番に含めてご意見をいただければと思いますので、先に6番の説明をいたします。

104ページをお願いいたします。養育支援訪問事業です。本事業は養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な養育の実施を確保する事業です。見込み量としては、今後5年間、各年「35人」を見込んでおります。こちら表中「10人」というのは実施体制の人数となります。先ほどの5番乳児家庭全戸訪問事業、6番養育支援訪問事業、量の見込みというのは対象者数となっておりますが、確保方策の記載につきまして、この表であれば少し言葉足らず、実施体制の職員側の人数を記載しております。なのでこれを単純に差し引きすると、確保できていないんじゃないかということになってしまいますので、4番のショートステイのようなイメージですね。量の見込みに対してど

れぐらい確保人数できるのか、ショートステイにつきましては、施設数でこれでカバーするというふうに書いているのでこういった表記の方に修正をできればと考えておりますので、ご意見をお伺いできればと思っております。申し訳ありません。

続いて104ページ子育て世帯訪問支援事業です。本事業は令和6年度から家庭支援事業の1つとして新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。事業概要といたしましては、家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し家事・子育て等の支援をすることで、虐待リスクの高まりを未然に防ぐものとなっております。本市においては令和7年度中の提供体制の確保に向け、現在、各種調整等を行っております。また、量の見込みといたしましては、本市が普段の相談業務等で支援が必要と思われる家庭数を基に見込んでおります。ここで資料の訂正をお願いいたします。表中、確保方策における令和11年度については「35人日」でなく「142人日」が正しいものとなりますので訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

続きまして105ページをお願いいたします。次に児童育成支援拠点事業についてです。本事業も令和6年度から家庭支援事業の1つとして新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。事業概要といたしましては、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、様々な支援を行うことにより、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るものとなっております。こちらの量の見込みといたしましても、本市が普段の相談業務等で支援が必要と思われる児童数を基に見込んでおります。令和6年度現在、赤穂市では実施できていない事業でありまして、令和8年度からの実施体制の確保と考えておりますので、確保方策の令和7年度につきましては「0」、令和8年度以降から量の見込みに対する確保方策の数値を確保できるようにというふうに考えております。

次に親子関係形成支援事業です。こちらも令和6年度から家庭支援事業の1つとして新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。事業概要といたしましては、児童との関わり方、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、いわゆるペアトレ等を通して、同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談し、情報交換ができる場を設け、親子間の適切な関係性の構築を図るものとなっております。量の見込みといたしましては、本市が普段の相談業務等で支援が必要と思われる児童数並びに既に保健センターにおいて幼児を対象として実施しておりますので、それらの児童数をもとに見込んでおります。したがって、幼児につきましては引き続き今の体制を維持し、対象年齢の拡充と実施体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

106ページをお願いいたします。次に地域子育て支援拠点事業です。本事業は乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です。本市では、市民会館において実施しております。今後、利用者数は減少傾向にありますが、事業の充実等により、利用者の維持並びに親子が気軽に集い、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。なお、本事業については、令和6年度より、赤穂市の公式LINEや赤穂すくすくキッズによる情報発信を行い、事業の周知等にも努めております。

次に11番、一時預かり事業、幼稚園型です。本事業は幼稚園、認定こども園に在園している園児を通常の教育時間前後等に預かる事業です。現在、すべての幼稚園、認定こども園、計11施設

で実施しております。今後、見込み量は減少傾向にありますが、引き続き供給体制の維持に努めてまいります。

107ページをお願いいたします。一時預かり事業、幼稚園型を除くです。本事業は家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所、その他の場所で一時的に預かる事業です。現在、御崎・坂越・有年保育所における一時保育と、あおぞら保育園、すこやかセンターでの一時預かり事業、ファミリーサポート・センターでの就学前児童の預かり事業が対象となっております。これまでの利用実績等も考慮し、今後、量の見込みは減少傾向になるものと見込んでおりますが、供給体制は現在においても十分確保できておりますので、引き続き供給体制の維持に努めてまいります。

次に13番、病児・病後児保育事業です。本事業は市内に住所を有する生後6か月～小学校6年生までのこどもを対象に、保護者が就労している場合等において、病気又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な場合に一時的に保育する事業です。本市においては、市民病院にて実施しております。過去の実績からも利用ニーズは増加傾向にあることから、引き続きニーズ量は増加するものと見込んでおります。ニーズ量は増加傾向にありますが、病児・病後児保育事業は1日3人の利用が可能となりまして、年間の平均開設日数から算出した確保方策で十分な供給体制が確保できておりますので、引き続き、供給体制の維持に努めてまいります。

108ページをお願いいたします。ファミリー・サポート・センター事業、子育て援助活動支援事業です。本事業は乳幼児や小学生等のこどもの預かり等、子育ての援助を受けることを希望する依頼会員と子育ての援助をすることを希望する提供会員との相互援助活動の連絡調整等を行う事業です。本市では、赤穂市婦人共励会に委託し実施しております。過去の実績から利用者数は減少傾向にあり、今後もその傾向は続く見込みですが、利用を希望されるときに利用ができるように引き続き提供会員の確保並びに資質の向上に努め、必要な供給体制の維持に努めてまいります。

109ページをお願いいたします。妊婦健康診査事業です。本事業は妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後、対象となる妊婦数は減少傾向にあると見込んでおりますが、引き続き、妊婦の健康保持のため、妊婦健診の必要性について周知するとともに、安心して継続的な健診を受診できるよう努めてまいります。

次に産後ケア事業です。本事業は令和6年の子ども・子育て支援法の一部改正により、令和7年から新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。事業概要といたしましては、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うものとなっており、現在、医療機関へ事業を委託し実施しております。対象となる産婦数は減少傾向にあると見込んでおりますが、令和7年度より兵庫県が実施する産後ケア事業に係る集合契約に参加し、市外の医療機関等においても産後ケア事業ができる体制の確保に努めてまいります。

110ページをお願いいたします。乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度です。本事業は令和6年の子ども・子育て支援法の一部改正により、令和7年度から新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業となります。現在、様々な自治体において試行的に実施されており、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度として全ての自治体で実施することとなっております。事業概要といたしましては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整え

るとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、満3歳未満までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間、現在は月10時間程度までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。本市におきましても前回の会議でも少し話が出ましたが、実施場所や運用方法、人員配置など課題整理を行いながら、令和8年度の事業開始に向けて準備を進めているところであります。

18番、実費徴収に係る補足給付を行う事業、19番多様な主体の参入を促進する事業につきましては記載の通りで、前回の第2期から引き継いだ内容で実施する予定としております。以上が第5章の説明となります。続いて第6章についてご説明いたします。

115ページをお願いいたします。第6章「計画の推進」についてであります。第6章では、本計画の推進体制並びに、点検・評価について記載しております。今回策定する赤穂市こども計画をこども・子育て支援に関わる関係機関、地域住民の方々に広く知っていただき、理解も得ながら、また変わる社会情勢にも対応しながら、今後5年間、施策を確実に実施していくための、推進体制や計画の点検・評価の考え方について記載しております。以上で私の説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。皆さんからご意見を伺うところで、先ほどですね、103ページでしたかね、103、104につきまして、記載方法というか、特に103ページの下、(5)のところでは、量の見込み、その下の一番下の表ですね103ページの一番下の表①量の見込み、②確保方策というので、量の見込みが、例えば令和7年度「197名」に対して確保方策「19」というのは、おかしいんじゃないのというようなことで、こちらは実施体制の実際する職員の人数というようなことで記載されているというようなことなので、記載の方法を、例えばその上の(4)のところですね、延べ人数とか対応職員とか何かそういうふうな記載にした方がいいと思っているというようなことでしたけれども皆さんいかがでしょうか。その方がわかりやすいというか、そうじゃないとこの足し算引き算っていうのもちょっと意味なさないと思いますので、そのようにしていただくということでよろしいでしょうか。はい。では、ちょっとその書き方を修正というか、工夫していただければと思います。その他、皆さんの方から何かお気づきの点、ご質問等ございませんでしょうか。

すみません、私から1つだけ110ページ最後にですね、誰でも通園制度ということで、法律的には令和8年度から実施されるということで、それぞれの自治体では、予備的な感じで始めていたりですとか、それぞれだと思んですが令和8年度の見込みの数の出し方ですね。それに、この数がどうのこうのっていうことではなくて出し方についてちょっと教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

～事務局～

量の見込みの数字の出し方についてですが、この事業の対象が6か月以降のお子さんで3歳になれるまでのお子さんということが対象になっております。なので、まずそのお子さんの人数を出させていただきまして、月一定時間までの利用ということで今10時間という案で進んでおります。ただ、その手引きといいますか、示されてるところの出し方が「人日」。何日使うかというところで、10時間使えるのに何日使うかっていうところちょっとそこがリンクしにくいところがあります。

したので、例えば10時間利用枠できる方が1回1時間で例えば10日使えば、1人10日でかける10となりますが、なかなか1時間だけ使って帰るっていうのは、多分お子さんが慣れたりとかせっかくそのお子さんのためについているところを考えると、1時間で帰って月10回使うねっていうのは想定しがたいかなと。考え方は少し違うんですけども、例えばうちの一時預かり事業とかですと1回使われる方が大体2、3時間とか使われてますのでそうすると、例えば2時間を使うと、1人そのお子さんは月に5回使うことができる。3時間使うと3回使うことができる。そういったところで何日使えるか10時間を何日で使うかっていうところに置き直して計算を出したのがこちらの数字になります。

～副会長～

私もここちょっとわかりにくいなと思ったんですけども、結局この誰でも通園制度っていうのは、保育所にも幼稚園にもどこにも行っていないこどもが参加するわけですね。都合で利用したっていうことでその元的人数が何名と計算して、こういうのが出ていってるのかなと思ったんですけども、そのあたりはどうですか。

～事務局～

令和8年度を例に挙げさせていただくんですが、一応ですね、いわゆる未就園児童、どこにも行っていないお子さんの方で、大体0歳1歳2歳で400人程度で、このうち皆さんが100%使うと見込むのではなく、他の事業とかの利用率等も参考に6割ぐらいの見込みとし、先ほどの月何日使うかっていうところとの計算で出すような形をしております。

～副会長～

わかりました。

～会長～

はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。今のこども誰でも通園制度については検討の余地はそれぞれあると思うのですが、来年度はちょっとそこら辺を意識しながら、やっていく必要があるかと思います。他ございませんでしょうか。

～副会長～

先ほどちょっと重複するところがあるんですけども、一時預かりの事業と全然違うんですけども、一般の利用される方がその辺りのところがよく理解できているのかな、理解できる書き方にしないといけないかなと思うんですね。一時預かりっていうのは本当に保護者の方が病気だったりとか見れないとか、どうしても預かってほしいということで預かる。預かってもらうわけですね。その辺りのところが混乱しないように説明をしていかないとわかりにくくなってしまうふうに感じました。

～会長～

いかがでしょうか。来年度ですね、7年度。そういったことをやりますよっていうようなことを

周知をある程度していくというところから多分進めていくのだらうと勝手に想像はしておるのですけれどもその違いをはっきりさせてほしいということですね。

～副会長～

はい。保護者の方とかはやっぱりはっきりしてほしいと、はい。そのあたりのところが皆さん理解できる人ばかりではないと思うので、やっぱりその辺りはっきりと一時預かりと、それからこのこども誰でも通園制度のほうが一時預かりよりも預かってもらいやすいですね。こども誰でも通園制度はどんな理由でも預かってもらえるっていう、ただ、一時預かりも月大体決まってるんですか10時間程度、それは決まってないですね、一時預かりはね。そのあたりのところが、一時預かりはこういった2つ併用しながら上手に使っていったらいいっていうことですね。その辺りがわかりやすいように周知される方がいいのかなっていうふうに感じました。

～会長～

ありがとうございます。他ございませんでしょうか。はい、お願いします。

～委員～

ちょっと聞き逃したのかもわからないんですけど、101ページの利用者支援事業で、この量の見込みの「2」っていうのは何ですか。

～事務局～

量の見込みの「2」につきましては「か所数」ですね。この基本型っていうのを子育て支援課で実施しておりまして、こども家庭センター型というところもあわせて実施しておりますので、そちらの「2か所」を実施しているということで「2」になってます。

～委員～

何か、か所数とかがないので、何か相談に来た人数がこれなんかなってちょっと見た感じを思ってしまうので、2人しか来てないのかなみたいな。

～事務局～

単位につきまして右上に書いてありますので。

～委員～

これ、わかりにくいですね。相談に来た人数かなって普通は、何で人数じゃないんですかこれ。

～事務局～

この他の事業等もそうなんですけれども、量の見込み、確保方策っていうので一応どういったふうに出すかっていう手引きとかもあったりとか、あと県の方からですね、今後5年間どれぐらい見込みがあるかというところを出すときに「か所数」で回答しています。なのでそちらに合わせる関係で「か所数」としております。

～委員～

わかりました。なんかね、人数どのぐらいなのかなってすごい気になるところではあるので。

～会長～

ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。

～副会長～

もう1点ですけれども107ページのところの一時預かり事業のところの確保方策のところですけれども、これファミリー・サポート・センターとすこやかセンターで違いますよね。ということは保育所4か所、ファミリー・サポート・センター、すこやかセンター内っていうことで、6ヶ所にならないですか。5か所で合ってますか。

～事務局～

こちら先ほど副会長がおっしゃったように、保育所4か所、すこやかセンターの一時預かりで1か所しております。こちら5が間違っているわけではなくてですね、これも先ほどの質問と同じようになってくるんですけれども、県への報告するときに、確保方策ということで具体的な策というところで内訳を出すんですけれども、そこが「保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、その他」とそれ以外に「訪問型」ということで、まずそこで「何か所」あるのか。そこにはファミリー・サポート・センターは入っていないので、県への報告してる資料だと「か所数」的には「5か所」と子育て援助活動っていう形で別のくくりになってますので、そういったところも含めまして、か所数としては「5か所」っていうことで書いております。

～副会長～

はい、ありがとうございました。

～会長～

他ございませんでしょうか。

～事務局～

すみません、先ほどのところなんですけれども、第2期のときには「か所数」までは出してなかったんで、先ほどおっしゃるように確かに読みながら数えてると、「5」なのか「6」なのかっていうところが出てくるので、もしそのあたり、皆さんが問題なければ例えばここ2期通りで「か所数」を削ってしまう。人数、量の見込みと確保方策の延べ人数だけで表記するっていうのも1つかと思ったところでもあるんですが、ちょっとそれでまたご意見いただければと。

～会長～

いかがでしょうか。赤穂市としては、子育て援助活動でしたっけ、それを追加しての一時預かり事業ということで、「計6か所」っていうか、やっているので施設数は必要ないといえれば必要ないかもしれないと思ったりするところもありますが。

～事務局～

それでは、第2期計画は「か所数」がなかったんですけれど、一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業で分けてましたので、ここ施設数は「5」として、その下にファミリー・サポート・センター「1」ということで、させていただくと宜しいですか。

～会長～

はい、やっているプラスのことは書いてある。書いた方がいいんじゃないかなと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。時間がかかり、もし今特にお気づきの点がございませんでしたらば、細かいところについては、事務局と相談しながら、適宜修正等をしていただくということでおまかせ願えますでしょうか。なんか今日進め方が私も申し訳ありません。ちょっと長時間になってしまいました。全体として何かお気づきのことですか、要望ですかございましたらば、最後お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

3. その他

～会長～

では最後にですね、その他ということで今後の進め方等も含めまして、事務局の方からお願いしたいと思います。

～事務局～

今後のスケジュール等でありますけれども、本日ご意見いただきました内容を踏まえまして、会長と相談させていただきながら計画作成に向けて進めていきたいと思います。その後、庁内の会議を図りまして、1月の後半ぐらいにパブリックコメントということで、市民の皆さんにご意見をいただくような形を30日間取らせていただきたいと考えております。パブリックコメントの意見を参考にまた修正させていただきまして、第5回の子ども・子育て会議を2月の後半もしくは3月の上旬にさせていただきたいと思いますので、そういったスケジュールでよろしくお伺いしたいと考えております。以上です。

～会長～

ありがとうございます。今日は長時間にわたってご協力いただきましたことを感謝いたします。もしご覧になって、またここもあつたというようなことがお気づきの点ございましたらぜひお伝え願えたらと思います。本日はどうもありがとうございました。事務局もよろしいでしょうか。

～事務局～

会長どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして令和6年度第4回赤穂市子ども・子育て会議を終了とさせていただき、先ほどの会長のご意見ありました通り、またお気づきの点がありましたら子育て支援課までご意見いただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会